

【1983 年 10 月 20 日】全民労協の「要求と提言」わたしたちの年金改革 安心できる老後保障の確立へ (p.52 ~ 59)

全日本民間労働組合協議会

全民労協の「要求と提言」

(昭和 58 ~ 59 年度)

1. 年金理念の国民的合意について

公的年金の中長期的な改革の展望にあたって、下記の理念についての国民的な合意形成をはかること。

- (1) 国の行うべき高齢者の生活保障は、雇用、医療、老人福祉などが所得保障とともに総合的に充足されることによって保障されるものであること。
- (2) 年金制度は、引退後の所得保障の中心となるものであり、支給開始年齢は引退年齢と連結させるべきである。
- (3) 人間として、その尊厳をそこなわない老後の最低生活は公的年金によって保障されなければならないこと。
- (4) 生活水準が安定的に確保されるためには、年金額の実質価値が維持されること。
- (5) 公的年金は官民を問わず、職域、事業所の規模その他によって左右されることなく、あまねく公平に国民に適用されなければならないこと。
- (6) 社会保障としての公的年金は、当然のこととして社会的連帯の立場から所得再配分の機能を果たすべきこと。
- (7) 公的年金の運営と積立金運用にあたっては、国民福祉を主軸に被保険者代表の参加によって民主的公正を期すべきこと。

2. 59 年改正に対するわれわれの方針

政府は、われわれ民間労働者が加入する厚生年金制度、船員保険制度ならびに国民年金について、59 年度改正を行うべく 59 年 2 月の国会上提を目指し、社会保険審議会での討議などその作業を進めている。

全民労協は、この厚生省の改正動向に対し、傘下組織の協力によって、早い情報集めと対策の討議を重ね、対処方針を固めたうえ、時機を失することなく政府、政党への働きかけと行動を進め、組合員の納得性ある年金制度の確立に努力する。

59 年改正にむけてのわれわれの考え方は当面、次のとおりとする。

(1) 厚生年金について

将来のあるべき年金制度の確立をはかるためには、現在国民的合意形成が不十分である。抜本的な改正を行うためには、政府はすべての公的年金を横断的、統一的に再編をはかる方針を明らかにするとともに、そのための体制整備をはかるべきで

ある。

59 年改正の作業にあたっては、

ア．国民の合意形成を十分に尽くし、納得性を確立すること。

イ．基本年金（基礎年金）を形成する場合は、すべての公的年金に共通する制度とすること。したがって、制度間格差解消の課題を放置したまま、厚生年金と国民年金だけの改正先行や安易な財政調整措置を行うべきではない。

ウ．制度改正や調整にあたっては、十分な経過措置を実施すること。

などの原則を確立すべきである。

以上 と の条件を満たしつつ、59 年改正においては、次の内容をもって実施すること。

婦人の年金権は、将来の一人一年金制度において完全に確立するが、それに近づけるよう国民年金へのサラリーマンの妻の加入をすすめるなど改善措置をはかること。

厚生年金の適用範囲を拡大し、零細事業場、サービス業などで働く労働者にも強制適用すること。

老齢年金は加入者期間の実態を踏まえ、当面現行水準を維持すること。

老齢年金の支給開始年齢は、高齢者雇用のきびしい状況に立脚し、現行（一般男子 60 歳、坑内員 55 歳、女子 55 歳）どおりとすること。船員保険も現行どおりとすること。

保険料の負担割合は、労働者 3 対使用者 7 に改めること。

併給調整措置を整備すること。厚生年金制度内の各種年金の併給調整、他の公的年金制度間とその相互間における併給調整について、抜本的な検討を加え、整備・合理化をはかること。

このための視点は受給者からみた年金水準の妥当性、公平性、納得性を確保すること、あわせて制度からみた給付の効率性、制度の合理的運用、負担分の適正な還元などを貫くことが必要である。

通算年金制度についても、結果として特定の層（共済年金を主とする者の厚生年金との通算など）のみに有利になるような仕組みを見直し合理化をはかること。

経過的取扱い措置については慎重に検討し、廃止する場合も十分な段階を設けること。

在職老齢年金については、60 歳前半層の雇用を拡大するための雇用政策との整理を行い、この層の賃金、労働時間等の条件改善を阻害しないよう検討を行い、整備をはかること。

年金の実質価値を維持するため、物価スライド制を確保すること。

遺族年金、障害年金の最低保障額（現行 562,800 円）を引き上げること。

年金は非課税とすること。

年金の支給は、現行の 3 カ月に 1 回払いを毎月払いに改めること。

公的年金に対する国庫負担及び事務費の全額国庫負担を現行どおり維持すること。

海外に勤務する者、及びその同伴家族について、希望者は国内の公的年金（厚生年金または国民年金）に継続して加入できるよう法の整備を行うこと。

年金積立金の管理運営と労働者参加について次のとおり実施すること。

ア．政府は、各種の年金財政に関するすべての資料を公開し、年金改革のための合意形成につとめること。

イ．年金の積立金の管理運用は、現行の資金運用部資金から独立させ、公益、使用者、被保険者（労働組合）政府の 4 者による委員会で自主的に行うようにすること。

（２）国民年金制度の改正について

国民年金の姿と水準

国民年金についても、年金の将来の姿における基本年金（基礎年金）と社会保険年金の組み立てを画き、現行国民年金の定額部分の水準を基本年金（基礎年金）の水準として位置づけ、段階的に改善をはかっていくこと。

付加部分の取り扱い

国民年金加入者について、被用者年金の将来の姿における「社会保険年金による被用者年金」に見合う付加部分を設ける必要がある。このため、現行の付加年金（任意加入）に所得比例方式を取り入れるなど、その展開をはかっていくこと。

経過的年金の改善

「10 年年金」「5 年年金」は経過的年金であり、国庫負担の追加投入により福祉年金とも関連づけ改善をはかること。

福祉年金の水準

非拠出制の各種福祉年金についても段階的に改善していくこと。

（３）社会保障問題定期会合の設置について

年金改革に関わる諸課題に取り組むため、厚生省との間に「社会保障問題定期会合」を設置、運営するよう求めていく。

労働団体の年金制度改革案（総評・同盟）

	総評	同盟
制度の構成	- 被用者年金と国民年金の二階建制に再編成する。 - 両制度の基盤となる「社会年金」を公経済負担を原資として設け、すべての国民に保障し、国民の権利としての年金とする。 - 国民年金は、任意の付加年金制を設ける。 - 被用者年金は報酬比例と期間比例を取り入れる。	- 公的年金制度の全体に通ずる最低保障(ナショナル・ミニマム)年金を確保する。 - 最低保障年金を軸に、各制度の最低生活の均等保障、福祉年金の政策的な引き上げの促進、制度間の格差縮小をはかる。
給付水準	- 給付水準はILO128 号条約の 30 年加入で従前所得 45%を満たすものとする。 - 年金額は、標準報酬平均額に年金点数を乗じた比例年金額に定額の社会年金額を加えたものとする。 - 最低保障額はその年度の標準報酬平均額の 40%、上限は 150%とする。	- 最低保障年金一律平均定期給与の 30%夫婦 2 人の場合は 45% - 標準者年金(拠出 30 年)単身者は平均定期給与の 60%(最低保障年金と所得比例年金は各 30%)。夫婦 2 人の場合、平均定期給与の 75%プラスアルファ
受給資格と年齢	- 受給資格期間は 20 年とする。 - 支給開始年齢は 60 歳とし、退職を条件とする。女子は男女差改定まで現行継続、特例職種は特例借置で対処する。	- 受給資格期間は 20 年。 - 支給開始年齢は、現行通り 60 歳(特例も現行通り)とする。
年金権 婦人の	社会年金による一人一年金制度の確立により、個人年金権を保障することによって、無年金者の解消と婦人の年金権の保障をはかる。	最低保障年金の創設により、妻の年金権を確保する。
在職老齢年金	在職老齢年金と減額年金は、年金を就業からの退職を条件としたのにとともに、再検討する。	65 歳以上の在職老齢年金は廃止する。 65 歳以下の在職老齢年金は所得比例年金だけ支給。
併給調整	8 つの制度に分れて実施されてきたことから生じた相違による不公平などに対しては統一した方針で調整する。	加給年金、在職老齢年金の併給調整など各制度を通じて再検討し、合理化に努力する。

国庫負担	○ 新たな公的負担として、一般消費税など物価にハネ返るものは避け富裕税など不公平税制の是正、産業ロボット課税、所得型の付加価値税方式等を検討していく。	○ 国庫補助は法定されている現行水準は、今後とも確実に維持する。
スライド	○ 年金額の改訂方法は賃金自動スライド制とし、実施時期は毎年4月とする。	○ 年金の実質価値を維持し、所得の変動との整合を図るため、スライドは賃金上昇による。
保険料	○ 費用の負担割合は、事業主7対労働者3の比率とする。	○ 女子保険料率の改訂をはかりつつ現行修正積立方式を踏設する。
適用	○ 5人未満規模事業所に働く320万人の被用者をすべて被用者年金の対象とする。	○
運営	○ 公益、使用者、労働者代表の3者構成で民主運営と積立金の効率的な運用を図る。	○ 政府、学識経験者、使用者、被保険者代表の参加による運営で高利福祉の運用を進める。
資料	「将来(21世紀)の公的年金制度改革に当たっての基本的な考え方」(58.7)	「80年代の福祉ビジョン」(57.1)

労働団体の年金制度改革案（総評・同盟）

	中立労連	全民労協
制度の構成	○ 厚生年金、共済年金、国民年金の三本建制とする。 ○ 各年金に共通する最低保障年金(基礎的年金)の導入を展望し、厚生年金では定額部分のミニマム化の方向をはかっていく。 ○ 被用者年金の給付内容を一元化する。	○ すべての公的年金の土台となる基本年金(基礎年金)を創設し、すべての国民に平等に保障して一人一年金を確立する。 ○ 被用者には、労使負担を中心にした社会保険方式による被用者年金を設ける。

給付水準	- 被用者年金は、全産業男子平均賃金の 60%(ILO128 号条約に準ずるもの)を男子の標準受給額とする。 - 基礎的年金の水準は、現行の被用者年金の最低保障と国民年金の 25 年加入の水準を維持しうるものとする。	老齢年金は、加入者期間の実態を踏まえ、当面現行水準を維持する。
受給資格と年齢	- 受給資格期間は、被用者年金は 20 年、国民年金と基礎的年金は 25 年とする。 - 支給開始年齢は、被用者年金は 60 歳、国民年金と基礎的年金は 65 歳とする。	- 受給資格期間は 20 年とする。 - 支給開始年齢は、現行通り男子 60 歳女子 55 歳、坑内員 55 歳、船員保険 55 歳とする。
年金権 婦人の	婦人の年金権確立は、一人一年金として、被用者年金の中に位置づける方向で対応する。	婦人の年金権は将来、一人一年金制で完全に確立するが、当面は国民年金への任意加入をすすめるなどの改善措置をはかる。
年金 在職高齢	- 現行の支給要件を緩和する。 65 歳以上は 100%支給を原則に、高額所得者の調整措置を検討する。	60 歳前半層の雇用拡大と合わせ、賃金、労働時間等の条件改善を阻害しないよう検討し、調整をはかる。
併給調整	厚生年金内部、他の制度間の併給調整のうち、不合理なもの、矛盾するものは改善する。	制度内、制度間の併給調整を抜本的に行い、水準の公平性、給付の効率性負担の適正化などを貫く。
国庫負担	国庫負担は現行負担率を維持する。	国庫負担は事務費の全額負担を含め現行の補助率を維持する。
スライド	スライドは、賃金スライドとし、毎年 4 月に実施する。	年金の実質価値を維持するため、物価スライド制を確保する。
保険料	保険料の労使負担割合の変更を行う。	保険料の負担割合は、労働者 3 対使用者 7 に改める。
適用	5 人未満事業所の適用拡大をはかる。	適用範囲を拡大し、零細事業所、サービス業などで働く労働者にも強制適用する。

